

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:文化財保護課)

1	施設名	滋賀県立安土城考古博物館										
2	施設の概要	敷地面積 67,836.50㎡ 延床面積 5,846.22 ㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造 2階建										
		施設内容 所在地:近江八幡市安土町下豊浦6678 第1・2展示室、企画展示室、第1・2・3収蔵室、付属棟、屋外展示										
3	募集概要	募集方法	公募									
		募集要項配布期間	令和2年8月25日 ～ 令和2年10月2日									
		申請受付期間	令和2年9月23日 ～ 令和2年10月2日									
		指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日(5年間)									
		管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 近江風土記の丘その他県内各地の文化財および文化財に関する資料(以下「博物館資料」という。)の収集、整理、保管および展示</li> <li>② 博物館資料に係る調査研究および普及啓発</li> <li>③ 博物館が所蔵する博物館資料の撮影、模写、模造等の許可に関する業務</li> <li>④ 利用料金の徴収に関する業務</li> <li>⑤ 博物館施設、設備および備品の維持管理に関する業務</li> <li>⑥ 博物館資料の寄託に関すること。</li> <li>⑦ その他施設の管理に必要と認められること。</li> </ul>									
	管理料参考額	670,900,000円(消費税および地方消費税を含む。)										
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申請者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2</td> <td style="text-align: center;">公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	-
		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
		所在地	名称									
滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	-										
合計 1者												
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(文化財保護部会)において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、選定基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者を選定する。									
		選定委員会委員 (文化財保護部会) *部会長 (50音順、敬称略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*北川 央 (大阪城天守閣 館長)</li> <li>北川 陽子 (しが中小企業女性中央会 理事)</li> <li>城念 久子 (元 安土城郭資料館 副館長)</li> <li>藤 崇之 (公認会計士、税理士)</li> <li>馬淵 直樹 (滋賀県文化財保護連盟 会長)</li> </ul>									
		審査基準	別紙参照									
	審査経過	第1回選定委員会(文化財保護部会) (令和2年7月10日開催) 募集要項および選定基準を決定 第2回選定委員会(文化財保護部会) (令和2年10月21日開催) 申請書類の審査およびヒアリング・採点を実施 採点結果を基に指定管理者の候補者を選定										

審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県文化財保護協会																																									
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p><b>【評価結果】</b></p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準 1</th> <th>選定基準 2</th> <th>選定基準 3</th> <th>選定基準 4</th> <th>選定基準 5</th> <th>選定基準 6</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td> <td>12.4</td> <td>54.0</td> <td>64.6</td> <td>90.8</td> <td>8.6</td> <td>4.2</td> <td>234.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td> <td>246</td> <td>226</td> <td>243</td> <td>242</td> <td>216</td> <td>1,173</td> <td>234.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県文化財保護協会</td> <td>670,900,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【選定理由】</b></p> <p>利用者への利便性向上、魅力ある展示事業の展開などサービス向上を図るとともに、文化庁から「公開承認施設」の承認を受けるための条件を満たした人員を確保することとしている。また、今後のウィズ・コロナ時代を見据えてインターネットを活用したデジタル情報発信や、障害の有無にかかわらず楽しめるような展示提案を行っている。さらには、「彦根城の世界文化遺産登録の推進」、「『幻の安土城』復元プロジェクト」等、県が進める施策との連携についての提案を行っている。</p> <p>経費面では、施設維持経費の効率的な執行と利用料等収入の増を図ることとし、管理料の提示額は、670,900,000円で管理料参考額の範囲内であった。</p> <p><b>【指定管理者選定委員会の概要】</b></p> <p>(委員) 安土城考古博物館は、多岐にわたる収蔵品を有しているが、学芸員の専門分野を見ると、考古学が3名に対して、歴史分野は1名、美術工芸は一人もいない。収蔵品に見合った学芸員体制といえるのか。</p> <p>(申請者) 安土城考古博物館では、城郭・戦国時代と、考古・埋蔵文化財を中心に取り扱っている。人材育成の重要性については認識しており、国等の研修にも参加して研鑽を積んでいる。また、歴史分野の1名に加えて、今年度、保存科学が専門で日本画にも精通した学芸員を新たに採用し、ノウハウの継承に努めている。</p> <p>(委員) 運営基盤については、正味財産の額や流動資産の状況から、健全で問題ないものと評価できる。</p> <p>(委員) 興味の無い方に入館いただく方法として、3Dプリンタを使った手で触れる展示などの提案で、入館者の間口を広げようという思いを感じられた。</p> <p>上記の結果、公益財団法人滋賀県文化財保護協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>							申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	選定基準 6	合計	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	12.4	54.0	64.6	90.8	8.6	4.2	234.6	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	246	226	243	242	216	1,173	234.6	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県文化財保護協会
申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	選定基準 6	合計																																				
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	12.4	54.0	64.6	90.8	8.6	4.2	234.6																																				
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																				
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	246	226	243	242	216	1,173	234.6																																				
申請者	提示額																																										
公益財団法人滋賀県文化財保護協会	670,900,000円																																										

〈審査の基準〉

審査基準	審査項目	審査内容
1 事業計画の内容が 県民の公平な利用を 確保することができる ものであること。  (配点 15)	指定管理者の申請 理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民 の利益に合致しているか。
	管理運営の基本方 針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。
	公平利用の確保	全般的に県民の公平な利用が図られる内容となっている か。
2 事業計画の内容が 博物館の効用を最大 限に発揮させるもの であること。 (配点 75)	サービス向上の方 策	利用者等のニーズを適格に把握し、それを踏まえた上での 質の高いサービスの提供が可能となる内容となっている か。 また、利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処 方法が図られているか。また、利用者の要望を把握し、そ れらに対応できる体制になっているか。
	利用促進の方策	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなさ れ、収入増対策が図られているか。
	展示業務、普及啓 発事業の取り組み	提示された内容が、施設設置の目的・役割を考慮したもの となっているか、また、利用者の視点からみて魅力あるも のとなっているか。
3 事業計画の内容が 博物館の管理に係る 経費の縮減が図られ るものであること。 (配点 75)	博物館の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含 む）となっているか。
		管理運営経費（外部への一部委託を含む）の縮減に取り組 む姿勢はみられるか。
4 事業計画に沿った 管理を安定して行う 能力を有すること。 (配点 120)	実施体制	博物館の機能を安定的に発揮できる管理運営体制や人員配 置の組織となっているか。 また博物館法第5条に規定する学芸員資格を有し、さらに 文化財保護法第53条第1項ただし書に規定されている 「公開承認施設」の要件をみたく学芸員を配置できる体制 になっているか。
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバラ ンスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減 だけの偏った計画になっていないか。）
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を 実行できる能力を有しているか。
	業務実績	博物館またはこれに類する施設における良好な管理運営を 行った実績を有しているか。
5 法令を遵守し、災 害その他緊急時の対 応能力を有すること (配点 10)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができる ようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対 応なども含む。）
	危機管理対策	災害・事故その他緊急時の危機管理体制が確立されている か。また、責任者による迅速な対応が可能か。
6 その他の基準  (配点 5)	県内における事業 の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内にお ける事業を積極的に展開しようとしているか。
	その他の取組み	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や障害者の雇 用、職場における人権への配慮がなされているか。